

国外転出(相続・贈与)時課税に注意

相続・贈与なのに所得税も？

前号で贈与、相続又は遺贈による非居住者に対する対象資産の移転にも国外転出時課税があることについても触れました。国内に5年超居住していた1億円以上の株式等を保有する個人の場合、本人が国外へ出国しなくても、非居住者への贈与もしくは遺贈(相続)した場合、株式を売却したとみなして所得税が課税されるという制度です。

つまりこの制度は、贈与(相続)税と所得税の二重課税となるのです。

例えば、未上場企業のオーナーで自社株を(他の有価証券と合わせて)評価額で1億円以上保有しているケースを考えてみます。海外に留学なり仕事なりで居住しているお子さんに、自社株を贈与したらどうなるでしょう？ 国外居住のお子さんが贈与税を払うのは当然として、国内に居住しているオーナーも、贈与時に時価で売却したものとみなして、含み益の15.315%(所得税と復興税)を申告しなければなりません。ただし住民税5%分は、国外に出国した場合と同様に課税されません。

もし同じ事例で、突然相続が発生したらどうなるでしょうか？

オーナーが亡くなり、国外居住のお子さんが株式資産を相続すると、その部分については、相続税に加えて、被相続人が時価で売却したとみなして含み益の15.315%に所得税が課税されます。死亡時から4か月以内に、準確定申告と(もし納税猶予の特例を受けるのなら)納税猶予手続きもしなければなりません。ただし準確定申告で課税される譲渡所得税は、被相続人の未払い税金となるので、相続税の計算上では債務として相続財産から控除されます。

また対象資産が未上場株式の場合、所得税の評価額は「所得税法上の時価」、つまり相続・贈与税の評価額よりも高くなることも想定されます。

煩雑な納税猶予手続き(国外転出時課税も共通)

対象となる資産は、自社株だけでなく、国債や上場株式等の有価証券の価格の合計が1億円以上の場合です。

納税猶予の手続きも煩雑です。(準)確定申告の提出期限までに、猶予される所得税額+利子税額に相当する担保を提供する必要があります。

担保提供できる資産は以下のとおりです。

- 不動産
- 国債・地方債
- 税務署長が確実と認める有価証券
- 税務署長が確実と認める保証人の保証 など

確定申告書提出後も、納税猶予期間中は翌年3月15日までに継続提供届出書を提出しなければなりません。

納税猶予期間中に株式を譲渡、決済、又は贈与した場合は、その日から4か月以内に利子税と合わせて所得税を納付します。国外転出時よりも株式の価格が下落している場合は、所得税の再計算をします。

株式を保有している非居住者が当対象資産を未売却のまま帰国した場合、帰国してから4か月以内に課税の取り消し(更正の請求)をする必要があります。

相続は贈与と違い、いつ起こるかわかりません。非居住者の法定相続人がいるオーナーの方は、事前に納税準備等の対策をおきましょう。